

第3章 有識者インタビュー

この章では、政策・方針決定過程への女性の参画やクオータ制について、インタビューにより有識者から聞き取ったご意見を紹介する。なお、インタビューは、平成28年6月23日から8月9日に実施した。

1. 広岡 守穂 氏インタビュー（政治学者、中央大学法学部教授）
「政策・方針決定過程への女性の参画（特に議会への参画）推進のための方策や、クオータ制について」
2. 山元 一 氏インタビュー（憲法学者、慶應義塾大学大学院法務研究科教授）
「政策・方針決定過程への女性の参画（特に議会への参画）推進のための方策や、クオータ制について」
3. 菊池 啓一 氏インタビュー（独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所 地域研究センター ラテンアメリカ研究グループ）
「ラテンアメリカでのクオータ制の導入経緯、結果並びに日本における女性議員増に向けた取組みの可能性等について」
4. 渥美 由喜 氏インタビュー（内閣府少子化危機突破タスクフォース政策推進チームリーダー（民間シンクタンク ダイバーシティ・コンサルタント））
「政策・方針決定過程への女性の参画（特に議会への参画）の必要性と、推進に必要な取組みや、ワーク・ライフ・バランス等について」
5. 安藤 哲也 氏インタビュー（NPO 法人ファザーリング・ジャパン ファウンダー／代表理事）
「政策・方針決定過程への女性の参画（特に議会への参画）の必要性と、推進に必要な取組みや、男性の育児参加、パパ・クオータ等について」

※ 聞き取り先の選定については、多様な意見を反映できるよう配慮したが、クオータ制に対し明確に反対意見を表明している方のご意見を伺うことはできなかった。

※ 聞き取りの内容及び結果は、インタビューを行った当時（平成28年6月23日から8月9日）の社会状況に基づいている。

※ 肩書きについては、インタビュー当時の肩書き。

1. 有識者インタビュー

政策・方針決定過程への女性の参画（特に議会への参画）推進のための方策や、クオータ制について

政治学者、中央大学法学部教授 広岡 守穂 氏



<プロフィール>

1951年石川県金沢市生まれ。東京大学法学部卒業。中央大学法学部教授。主な専攻は日本政治思想史だが、現代日本の社会現象に幅広い関心を持ち、男女共同参画、NPO、子育てなど様々な分野で発言している。NPO支援と女性の人材育成に長く関わってきており、地域のNPO事情や自治体の男女共同参画政策に詳しい。NPO推進ネット理事長（現在顧問）、佐賀県立女性センター・アバンセ館長、内閣府男女共同参画会議専門委員、文部科学省中央教育審議会専門委員など歴任。主な著書に、『男だっって子育て』（岩波書店、1990年）、『妻が僕を変えた日』（フレーベル館、1992年）『政治と自己実現』（中央大学出版部、2012年）、『ジェンダーと自己実現』（有信堂高文社、2015年）などがある。

質問項目：

- ・現状をどう考えるか
- ・議会にどのくらい女性がいるのが適切か
- ・女性議員が少ない理由
- ・配偶者の議員活動について
- ・議会へのクオータ制導入について
- ・クオータ制以外の有効な手段
- ・女性議員が増えることのメリット

●政策・方針決定過程への女性の参画、特に議会への参画の現状をどう思われますか。

広岡氏：現状はひどいと思います。政治、経済、文化に分けたら、特に政治と経済が男性中心になっていて、もっと女性が参画していかなくてはいけない。課長さんが100人居たら、うち90人は男性という感じで、偏りすぎています。昔と比べて、女性の社会進出が進んだと思っている人も多いですが、グローバル・スタンダードと比べるとだいぶ遅れている。外国の事情を知っている人は、アップテンポで変わっていかなければ、と思っていますよね。

政治について言うと、議会には、本来まとまらないものをまとめ、利益・争点を集約して

いくという機能がある。この役割からすると、本来、性別は関係ないはずですが。でも一方で、議会は社会の有様をバランスよく反映し、色々な層から選ばれるべきです。女性を代表する人、男性を代表する人、保守的な考え方を代表する人、進歩的な考え方を代表する人、様々ですから。この観点から、女性が半分いるのが本来のあり方。でも現状は、男性議員が圧倒的に多い。それはある意味で、社会の実態を反映しているんだと見るほかない。社会が変わるのが先か、政治が変わるのが先か、難しいところですね。

●議会にどのくらい女性がいるのが適切とお考えですか。

広岡氏：半数、50%です。これについてはハッキリしている。選挙区を考える時でも、例えば人口30万人に1人とか、人口割りで考えるわけです。それが自然なのだから、人口の半分が男性で半分が女性であれば、当然、議員も半数ずついるのが本来の姿です。

●女性議員が少ない理由についてどうお考えですか。

広岡氏：社会の実態である「男性社会、男性優位」を反映しているのでしょうか。いまだに、組織の代表や、重要な意思決定は男がするものだという意識が根強い。例えば PTA でも、会長は女性には務まらないと堂々と言う人が、女性でもいます。

有権者側の問題もあります。市民派議員の特徴かもしれませんが、女性議員の支持層の中核は浮動票というケースがしばしばあって、投票行動が気まぐれなので、2期目は続かないケースが男性議員よりも多い。結果として、議会でキャリアを積むことが難しい。やはり発言力や影響力が出てくるのは3期目くらいからなので、女性議員が存在感を増すことに繋がっていないんです。

女性候補者の家族の意識の問題もあって、実はこれが最大の問題かもしれません。立候補しようというとき、男性でも女性でも、家族の抵抗はあります。男性の場合は、稼ぎ手としての立場から、妻に反対されることが多い。でも夫から妻への反対の方が圧倒的に強力ですよね。なぜ反対するのかというと、なんとなく妻が派手な陽の当たるところに出るのは嫌だということもあるでしょうし、自分の社会的な立場との利害関係に絡むことを心配したり、あるいは選挙運動のサポートをしたくない、などでしょうか。残念なことですが、議員になってからも家族との関係に苦労される女性議員は少なくないようです。

女性自身の問題もある。自分たちの声を政治に届けたいと思ったら、きちんと声を上げないといけない。少なくとも政治に関する限り、全てを男の責任にしていけません。あくまでも一人ひとりが主権者で、平等なんです。かつて専業主婦を中心に女性が女性センター等集った時代がありましたけど、今は専業主婦、働く女性を問わず、男女共同参画やジェンダーの問題からも距離を置き、冷めている人も多いですよ。

政治のリーダーシップの問題もあります。男

男女共同参画やジェンダーに関する理解がなさ過ぎます。女性の参画に対して消極的で、「女性は本来、家にいて、家事、育児をちゃんとやって、夫をたてて、それでこそ女性だ」という感覚を持っている人が少なくないことも影響しているのではないのでしょうか。女性活躍支援を進める安倍政権も、本来は同義であるはずの男女共同参画については言及しない。今の政策では、一方では夫を立て、家事育児を大事にする女性がいて、一方で、特別に頑張る女性については「女性活躍」ですよ、というふうに、女性を2種類に分けて考えているように思います。

●**広岡先生ご自身は、配偶者の議員活動¹をどう受け止められ、支援されたのでしょうか。**

広岡氏：僕自身はまったく抵抗はありませんでした。自分の大切な妻が社会で求められる大事な役目を果たそうとするのに、止める理由がなかった。誰だって、新しいことを始めるのは怖いものです。あらゆる恐怖心や障壁を乗り越えて一歩踏み出そうとするときに、配偶者が応援しなかったら誰が応援するんですか。妻の出産や、育児後に働き出したことを応援してきたのと同じです。かなテラスでも、「政治家になろうとする女性の夫」に対する講座を開いたらどうですか（笑）。妻が政治家になることは、夫にとっても素晴らしい体験ですよ。「立候補者の配偶者」というのも面白い経験なんです。配偶者が支援した方が圧倒的に有利だから、私も有権者へのご挨拶回り等に協力したのですが、人間関係を違う角度から経験して、刺激になりました。

実際に立候補して、自分の妻のポスターが街中に貼り出されるのを見て、僕も全く違和感がなかったわけじゃない。子どもたちも同じだったと思います。でも、僕が率先して妻を応援していたからか、子どもたちも応援して

¹ 配偶者の広岡立美氏は、元石川県議会議員。

いましたね。誇らしい気持ちもあったかもしれませんが。

だから、家族の理解を得るために女性自身が何かをする必要があるわけではなくて、夫の責任ですよ。社会に対して家族みんなで貢献しようという気持ちがあれば、反対する理由がない。自分の稼ぎで家族がつましく生活していればいいとしか思っていないとしたら、志が低過ぎます。妻が社会に対して貢献しようとする志を立てたので、夫の自分は無条件に応援します、でいいはずですよ。

●議会へのポジティブ・アクション、特にクオータ制導入について、どうお考えですか。

広岡氏：クオータ制はいいけれど、具体的にやるとなるとまだ難しい、今の日本の選挙制度にはまだ馴染まないと思いますね。クオータ制で一番現実味があるのは比例代表制度で、候補者名簿を男女交互に並べる方法ですが、今の非拘束名簿方式では名簿の中で順序が決まっていなから、そこにクオータ制を入れるのはかなり複雑な仕組みになってくる。でも選挙は誰にでも分かりやすい制度、仕組みでないといけない。女性議員が半数を占めるのが理想だし目指すべきと思うけれど、そのために選挙制度が複雑になるのは本末転倒ですよ。

ただ政党には是非、リーダーシップを発揮して、クオータ制のようなことを工夫して考えてもらいたいですね。例えば、政党が自発的に、候補者を男女半数ずつにすると決めるなど、やって欲しいです。それが日本でのクオータ制の第一歩ではないでしょうか。政党に積極的に考えてもらうためには、マスコミ、知識人、女性運動に携わる人などが、声を揃えて議論しなければいけませんね。

●政策・方針決定過程への女性の参画を増やすために、クオータ制以外の有効な手段について、どうお考えですか。

広岡氏：政策的にいろんな誘導ができるから、知恵を絞るべきですよ。例えば政策契約という手段があります。自治体や国が契約の相手方を選ぶときに、総合評価方式の中で、女性管理職比率の高いところへの評価点を高くする方法です。審議会の女性委員の割合を少なくとも4割以上とするのもいいですね。色々な知恵を絞ることが大事です。議員についていえば、例えば男性でも女性でも、育休を取ったりすることで、女性が議員をすることについて少し理解が広がってくるかもしれない。今は案外好意的に見てくれるんじゃないでしょうか。

●女性議員が増えることの社会への影響、メリットについて、どうお考えですか。

広岡氏：妻の経験や女性議員の話聞いていても、すごくいい影響があると思っています。

男性だから、女性だからという訳ではないけれど、やっぱり現状では活動に性差が見られる。いまだに開発向けの経済に関することが政治の課題だという感覚が根強く、街づくり、道路づくり、橋づくり、新規産業応援などには予算が付きませんが、政治は本来、社会的な弱者とか人権侵害にも対応しなければならないわけで、こうした課題については女性の方が親和性が高い傾向がある。消費や生活という目線についても同じことが言えます。

かつて国会で、奥むめおさん²が消費者絡みの質問をすると、そんな糠味噌臭い台所向きな話を何でこんな神聖な国政の場でやるんだ、と野次が飛んだと言います。地方議会でも、中性洗剤の問題等で女性議員が活躍してきた経緯があります。

だから女性が議会に出て行くと、従来の利益代表とは異なる発言ルートができる可能性があって、社会的弱者や消費者、生活者として

² 元参議院議員。婦人運動家。

の意見がもっと議会に出てくる可能性があります。それは社会全体のために良いことです。から、女性に期待されるところがすごく大きいです。

●最後に、何かございますか。

広岡氏：地方議員であれば、県議会議員でも1万票くらい得票できれば当選できます。市区町村議員だともっと少なくても、何千票という世界です。ですから全くの素人で、無名、かつ地盤も組織票も何もなくても、一生懸命あいさつ回り等をやれば、当選する可能性があります。1年準備期間があれば1万人には会える。その人たちに2回、直接会えば、6、7千票くらいは得票できてもおかしくないです。だから、応援してくれる仲間が10人いて、結束が強ければ、選挙に出るべし。女性も男性も、です。情熱が人を動かすをつくづく思いますよ。

2. 有識者インタビュー

政策・方針決定過程への女性の参画（特に議会への参画）推進のための方策や、クォータ制について

憲法学者、慶應義塾大学大学院法務研究科教授 山元 一 氏



<プロフィール>慶應義塾大学大学院法務研究科教授。1961年東京生まれ。1992年東京大学大学院法学政治学研究科博士課程修了、博士（法学）。パリ政治学院（シャンスポ）およびパリ第2大学招聘教授を歴任。専門は、フランスを中心とする比較憲法および憲法のグローバル化。著書として、『現代フランス憲法理論』（信山社、2014年）、共編著書として、『フランス憲政学の動向—法と政治の間』（慶應義塾大学出版会、2013年）、『ヨーロッパ「憲法」の形成と各国憲法の変化』（信山社、2012年）、『政治参画とジェンダー』（東北大学出版会、2007年）、『ジェンダー法学・政治学の可能性』（東北大学出版会、2005年）等がある。

質問項目：

- ・現状をどう考えるか
- ・女性議員が少ない理由
- ・議会へのクォータ制適用について
- ・クォータ制と憲法について
- ・クォータ制導入に賛成するか
- ・フランスの事例から学べること
- ・クォータ制以外の有効な手段
- ・女性議員が増えることのメリット
- ・クォータ制に反対する男性にどう答えるか

●政策・方針決定過程への女性の参画、特に議会への参画の現状をどう思われますか。

山元氏：議会への参画の現状というのは極めて不十分で、先進国として非常に恥ずかしいと思います。世界の国会（下院）の女性議員の割合ランキングが193カ国中157位¹と、これではいけないというのは自明ではないでしょうか。女性の議長や副議長の数も非常に少ないし、女性知事や女性市長もいないわけではないが、極めて少ない。東京の特別区の議員などは4分の1位はいるかもしれませんが、それ以外はかなり不十分な現状だと思います。

¹ 2016年8月1日現在。IPU（Inter-Parliamentary Union）による（<http://www.ipu.org/wmn-e/arc/classif010816.htm>）。

「クリティカルマス」という考え方があって、集団の中で、あるグループが3割以上を占めるか、それに達しないかにより、存在感が違ってくるといいます。例えば10人の取締役会に女性が1人いても、参考意見、お飾りみたいになってしまうけれど、10人中3人、あるいは4人いると、一つの意見として尊重されるようになるという考え方です。多くの議会でまだ女性が30%に達していないので、そこを超えたとき、大きく政治が変わってくる可能性もあるのではないのでしょうか。

●女性議員が少ない理由についてどうお考えですか。

山元氏：日本では1946年から婦人参政権が認められており、法制度としては基本的に差別がありませんが、社会的文化的な要因が障壁になっていると思います。

社会的要因というのは、女性に対して、育児とか家事に対する社会の期待が大きいという問題です。議員になるためには、そういったものから、ある程度自由でないといけない。さらに、社会の中でネットワークがないと議員にはなりにくいですが、「家」に強く結び付けられるがために、ネットワークの形成が非常に難しい。これらが社会的な要因です。

文化的要因というのは、女性が男性の言うことをよく聞くとか、男性に対して助手的な立場である方が望ましい、そういう社会の期待があり、それを女性が内面化している。議員や首長といった政治家は、リーダーシップを発揮して自分が先頭に立ち、社会や経済の問題について積極的に改革していく立場なので、文化的なニーズに培われた女性のメンタリティと合わない、と言えると思います。

法制度上はオープンなのに、これらが目に見えない障害、バリアとなって、必ずしも十分に女性の参画が進んでいないということだと思います。

●クオータ制を議会に適用することについてどうお考えですか。

山元氏：これから非常に重大な問題になってくると思います。

第一に、日本の女性に参政権が与えられてから、かなりの時間が経っているということを確認すべきです。参政権の付与がそれほど昔ではない例えば10年、20年前だったのであれば、これから自然に女性議員が増えていくとの期待を持つこともあり得ますが、もうその時期は過ぎている。現状はかなり停滞しており、日本が位置するべき先進国の中で、非常に立ち遅れているというのが、正しい現状認識だと思います。

広く世界で、議会への女性の進出というのを見ると、やはりクオータ制などの特別な法制度の導入により増加していることが多い。女性の教育が進んだり、社会全体として発達すると、女性が自然に政治の分野に進出するというような国は極めて少ない幸福なケースで、ほとんどの国々ではそれなりに人工的な工夫をして女性議員を増やしているというのが、私たちが直面している現実ではないでしょうか。クオータ制のような強制的な性質を持った制度を導入することによって女性の進出を促すというのは、選択肢の一つではないかと

思います。

もちろん、教育や社会の環境の改善によって自然に増えていくことが理想です。しかしそのやり方での改善が思わしくなければ、別の方法を考えるのが自然な筋道です。

●クオータ制が男性への逆差別になるという意見、憲法違反だという意見についてはどうお考えですか。

山元氏：フランスの場合、憲法を改正して、政治分野における女性のパリテ²政策を実現しました。これが一番ラディカルなやり方です。憲法に書くと、一つの正当性を持つので、とにかく憲法が認めているんだ、という話になっていきます。

では、憲法を改正しないとクオータ制は導入できないのか。これについては、憲法改正を行う方が望ましいが、絶対的に行わなければならないとは言えないのではないかと議論があります。

例として同性婚について、憲法第24条には、「両性の同意のみに基づいて婚姻が成立」と書いてありますが、字義通りに受け取ると、両性とは「男女」なので、男女の婚姻を念頭において結婚というものを認めている。そう捉えると、男性同士、女性同士の婚姻は第24条と食い違っているのでしょうか。つまり、第24条が敢えて同性婚を否定し、それを認めたら婚姻制度が破綻すると想定しているのか、ということ、必ずしもそうは言えないと思います。クオータ制についても同様に、「敢えて排除している」とまでは言えないのではないかと考えます。性別による差別は禁止されていますが、総合的な政策としての妥当性の中で判断すべきだと考えます。

特に、憲法は立候補の権利については保障していません。例えば現在の公職選挙法には「連座制」という、政治家本人でなくても、選挙の責任者などが選挙違反を行うと、本人

² フランス語 (parité) をカタカナにした言葉。しばしば「男女同数」と和訳される。報告書(その1) p. 36 参照。

が失職して、かつ5年間は立候補できないという制度があります。立候補と投票の「権利の強さ」は必ずしも同じでなくても良いのではないのでしょうか。クォータ制はあくまで立候補に関わる制度で、投票は男も女も同様にできる。ですから、例えば比例代表選挙で男女半々の名簿を作成することなどについて、違憲論もあると思いますが、合憲であると弁護することも可能ではないかと考えます。

●ご自身は、クォータ制の導入には賛成されますか。

山元氏： 法律的に弁護することも不可能ではないですし、政策として、やることも視野に入れるべきだと思います。

そのための憲法改正についても、近い将来は考えにくいですが、重要なテーマの一つですし、憲法上の疑義は確かにあるので、そういったものの導入が許されるという条文があればいいですね。ただ、日本での憲法改正はなかなか難しい。憲法に手をつけようとすると、残念ながら冷静に議論できるような情勢にありません。でも、フランスの例を見ても、本来は憲法改正の方がすっきりしますから、中長期的な改正のテーマにして、世の中を変えていくのが良いのではないかと思います。

ただし同時に、LGBTの問題も検討すべきです。男か女かという二択自体が、従来の固定的な考え方で、これに不自由を感じる人たちがいます。「人間というのは本質的に男と女に分かれるので、だから半数である」というのは、今日では少し乱暴な議論です。これからはダイバーシティが大切ですから、その観点からの工夫も必要で、男女半々にすると却って窮屈になってくる可能性もあります。なお、パリテ政策を進めているフランスでも、LGBTを軸とした議論はあまり見受けられず、ダイバーシティ、マイノリティへの対応という意味では移民の統合の方が課題になっています。

●フランスの事例から日本が学べることはありますか。

山元氏： まずは、憲法を改正しパリテ政策を入れ、と、ラディカルに進めていく手法が一つのモデルです。もう一つは、大統領や首相が、強いリーダーシップで、大臣等に積極的に女性を任命していくことです。

1958年にフランスの現行憲法ができ、翌年、元軍人のド・ゴールが大統領になりましたが、当時は男性的な政治のイメージがすごく強く、女性国会議員は1%くらいしかいなかった。潮目となったのは1981年にミッテランが左翼系の支持の下で大統領になり、特に任期の後半に、女性を重要ポストに任命していったことです。こうしたことは、リーダーが率先してやらなければできません。またもちろん前提として、重要ポストを担うことのできる女性たちが、一定数いないとできません。フランスでは、エリート養成学校(ENA、国立行政学院)の中に女性がある程度、増えてきていました。そういう人たちがキャリアアップしていき、厚生大臣や法務大臣などの重要ポストに就任していく。こうしたことが徐々に増えていき、大きな影響を与えました。

サルコジ内閣とオランド内閣においては、閣僚の半数が女性でしたが、これは法律で規制されたのではなく、それが政治的にプラスになると感じられる土壌があり、かつ、人材もいたので実現したものです。1980年頃からの積み上げの中で、数十年かけて大きく変化したわけですね。もとはと言えば、フランスはラテン系で、文化的な基盤は比較的男尊女卑の国ですが、それが変わり始めている。日本も男性優位の国ですが、制度が動けば人の心も変わるかもしれない、と言えますね。

安倍政権も、政調会長や総務大臣などに女性を任命していて、そのこと自体にプラスの面があると思います。こうしたリーダーシップは、今後どの党が政権をとるにしても、やってほしいです。

●クオータ制以外に有効な手段はありますか。

山元氏：議会を職場と捉え、環境を整備することでしょうか。議員は、議会という職場の女性、男性である、という視点から、両立環境を整備する。例えば、議会の近くに保育園を作るといったことです。欧米では議員の出産も普通で、フランスでは女性大臣が出産をした例もあります。日本でも、大臣はさておいても、女性議員がきちんと出産できる環境が求められます。政治の世界でもキャリアが大切で、キャリアを持つためにはスタートがある程度早くないといけません。例えば女性が30代で政治家としてのキャリアを始めるとしたら、そのキャリアのうちには出産の可能性もあります。職場として議会を捉えて、そういったキャリアパスを円滑化するような取組みも必要だと思います。

●女性議員が増えることの社会への影響、メリットについて、どうお考えですか。

山元氏：従来の女性のイメージ、ロールモデルが良い意味で変わると思います。例えば女性の自然科学者が活躍すれば、大学で数学を専攻しようとするリケジョも増えるでしょう。女性議員が活躍することも同様に、後輩にあたる若い女性に対して非常に強いインパクトがあると思います。さらにそれを目撃する社会の多くの人たちにも自然と意識改革を促すでしょう。世界で一番大きな影響力を持つアメリカ大統領にも、女性が就任するかもしれないわけですから、こうしたことのインパクトはすごく大きいですね。

それからやはり、女性議員が増えることによって、議会で取り上げられるテーマが社会の隅々まで広がって行くと思います。男性だけが議員になっていたらやはり気づかないことがある。男性にも様々な方がいますが、議員になるような人たちが、主に有力者、エリート男性だとすると、やはり仕事一辺倒でできて、介護や子育てを女性に任せきりであ

ることについて問題意識もないし、問題が見えていなかったり、ワーク・ライフ・バランスの観点でも、ワークの部分に傾斜してしまい、地域社会で活動することが少ないかもしれない。陳情等を通じて間接的に気づく機会はあるでしょうが、身をもって経験している場合と、支持者や有権者から話を聞いた場合では、気づきの意味が違いますから、女性議員が増えることにより、議会の活動の幅が従来と大きく変わっていくと思います。今後の日本社会の高齢化の問題や介護の問題、女性の進出に伴う性別役割分担部分の見直し、ワーク・ライフ・バランスの見直し等、男女を問わず重要な問題に対して、政治がなるべく早く、適切な対応をしていくためには、女性が多くて困ることは一つもない、いいことばかりではないでしょうか。

●クオータ制に反対される男性に対しては、どうお話ししますか。

山元氏：まずは「男女で一緒に考えたほうが楽しいよ」ということですね。学園祭をやるのだって男女で、共学の方が楽しいですよ。「一緒に決めるのが普通だし、楽しいんじゃない？」ということ。男女一緒にやるというのが人間として普通のことで、学校でもやってきたことですから、社会に出て、社会を動かしていくことについても、男女で一緒にやろうという、ごく自然なことだと思います。

また、政策・方針決定過程に女性が十分参画していないということは、女性のパワーを社会が活用できていないということでもあります。学校を出たら、能力のある女性たちを横に置いておく、というのはもったいないし、グローバル化の中で世界的な競争力を失うでしょう。他の先進国では、男女問わず、能力のある人たちが競い合って頑張っているわけですから。男女共同参画に取り組まないことは、社会全体の活性化にとって、マイナスであるということに気づくべきです。

3. 有識者インタビュー

ラテンアメリカでのクオータ制の導入経緯、結果並びに日本における女性議員増に向けた取組みの可能性等について

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所 菊池 啓一 氏
地域研究センター ラテンアメリカ研究グループ



<プロフィール>ジェトロ・アジア経済研究所地域研究センターラテンアメリカ研究グループ研究員。ピッツバーグ大学政治学部博士課程修了、Ph.D.（政治学）。専門は、ラテンアメリカ政治、比較政治学、政治制度論。おもな著作に「2015年アルゼンチン大統領選挙—なぜ与党連合は負けたのか—」（『ラテンアメリカ・レポート』Vol.33 No.1、2016年）、「Political Careerism, Ambitions, and Regional Interests in Senatorial Behavior: The Argentine Case.」（共著、Journal of Politics in Latin America Vol.6, No.2, 2014）、「アルゼンチンにおける法律型クオータの導入とその効果」（三浦まり・衛藤幹子編著『ジェンダー・クオータ—世界の女性議員はなぜ増えたのか』、明石書店、2014年）などがある。

質問項目：

- ・クオータ制について研究するきっかけ
- ・ラテンアメリカにおけるクオータ制について
- ・なぜラテンアメリカでクオータ制が受け入れられたのか
- ・クオータ制導入後の評価や、社会の変化
- ・ラテンアメリカの事例から日本が学べること
- ・日本で女性議員が増えることのメリット

●男性で「クオータ制」を研究される方は多くないと思いますが、ご研究のきっかけはどんなことでしょうか。

菊池氏：確かに男性でこのテーマを研究している方というのは少ないですね。私は基本的に政治制度、特に議会に注目して研究をしています。制度がどう機能しているのか、という着眼点から、「ある属性の利益がどう国会で代表されるのか」を見る。この「属性」には、出身地域や先住民といった様々なものがあるわけですが、この一つにジェンダーがあったということです。それと、私は元々アルゼンチンのことを勉強していたので、アルゼンチンで学問的に面白いトピックの一つにクオー

タ制がありました。ラテンアメリカで、一説では世界で、最初に法律型クオータ制¹を導入したのがアルゼンチンだと言われています。それで注目するようになったところ、男性研究者は珍しいということで、シンポジウム等に呼ばれる機会も出てきました。

●ラテンアメリカにおけるクオータ制とはどのようなものでしょうか。

菊池氏：「狭義のラテンアメリカ²」と言われる、旧スペイン領の国々と、旧ポルトガル領のブラジルと旧フランス領のハイチを入れて、20カ国ありますが、現在キューバを除く全ての国で法律型クオータ制が導入されています。憲法に書き込まれているケースは少なく、公職選挙法等の法律で、「候補者の何割は女性にしなければならない」と決めている、「候補者割当制³」がほとんどです。「議席割当制³」

¹ 憲法又は法律を根拠とするクオータ制のこと。

² 中南米及びカリブ海地域で、ラテン文化の伝統を引き継ぐ国を指す。

³ クオータ制の一つで、議席のうち一定数を女性に割り当てることを、憲法又は法律のいずれかにおいて定めているもの。

に比べると、結果を拘束するものではないので、選挙制度によって効果がまちまちで、女性議員比率が法律で謳われている率に達している国もあれば、そうでない国もあります。ハイチが小選挙区制であるのを除き、比例代表制を一部にせよ採用している国が多いですが、比例代表制でも拘束名簿式か非拘束名簿式かによって結果が違ふ。やはり、拘束名簿式を採用した比例代表選挙の方が、クオータ制の実効性は高いです。ちなみに、クオータ制を公式には採用していないキューバも、社会主義の国で民主的な選挙をやっていませんが、男女比は意識していると見られ、代議員大会には4割以上の女性がいます。

ラテンアメリカで最初に法律型クオータ制を導入したのが、アルゼンチンです。1991年に法律ができ、1993年から導入しましたが、90年代の間は、女性議員比率は法律で謳われる比率には達しなかった。当初は法律の規定があいまいで、「女性の比率が3割に達するように、候補者を擁立しなさい」程度しか書かれておらず、骨抜きにされてしまったんです。その後改正され、「候補者の上位から順に3人に1人は女性でなくてはならない」といった規定ができ、実効性が高まりました。その結果、アルゼンチンでは劇的に女性議員比率が高まりました。

クオータ制が上手く機能していない例としては、ブラジルが挙げられます。法律では女性候補者の比率を3割としていますが、今でも下院女性議員の比率は1割に達していません。原因は、やはり非拘束名簿式であることと、法律の規定があいまいなことです。各政党が擁立する候補者の数に対する比率ではなく、各政党の、各選挙区における候補者の上限に占める比率となっていて、実質的には骨抜きの法律になってしまっているんです。現在のルセフ大統領⁴は女性ですが、彼女も女性とい

うことを特に強調してはいませんね。

●男性優位社会の伝統があると言われるラテンアメリカで、なぜクオータ制が受け入れられ、広がったのでしょうか。

菊池氏：最初に導入したアルゼンチンで比較的スムーズに受け入れられた理由の一つには、かつてエビータ⁵の時代に政党型クオータ制⁶を経験していたことがあると思います。また、アルゼンチンはラテンアメリカの国の中では、元々女性の進出が進んでいる国で、普通にフルタイムで働いている女性が沢山いるので、この点も背景としてあったでしょう。また、女性運動はあまり強くなかったようですが、超党派的にクオータ制を導入しようという動きがありました。最後に、これはアルゼンチンでよく聞く話ですけれど、アルゼンチン人はヨーロッパ移民が多いので、ヨーロッパが好きだということ（笑）。「ヨーロッパでこういうことをやっている」と言えば話が通りやすい、ということもあったのではないかとされています。

他の国については、色々な要因があると思いますが、まず、ラテンアメリカ地域内で制度の類似性があるので、アルゼンチンが参考事例の一つになったということがあります。特に、南米だとメルコスール（南米南部共同市場）などが形成されていて、域内協力関係にありますし、クオータ制のあるアルゼンチンの例を見て、それが参考事例になったのだと思います。

その他、女性運動等のインセンティブももちろんありますが、政権側の戦略的な動きという側面もあったと思います。つまり、政権側が新たな支持者層を獲得したい時に、女性票の取り込みという観点から、クオータ制を導

⁴ ルセフ大統領は、インタビューの後、8月31日の弾劾裁判にて罷免され、失職している。

⁵ アルゼンチンの女優、政治家であったエバ・ペロンの愛称。

⁶ 政党が党の規則等により、議員候補者の一定割合を女性とすることを定めるもの。

入したという側面です。

もう一つは外圧です。経済援助を引き出した
り、債務の再編といった対外的な交渉の際に、
クオータ制を設けて女性の参画を進めること
が、いかに自国が民主的であるかを示すため
の条件の一つになった側面もあったと思いま
す。

外圧として法律的な観点でも面白いのは、憲
法の規定の中に、「国際法や国際条約等が国
内法に優越する」という規定が設けられてい
る国が結構あることです。アルゼンチンでも、
クオータ制が最初に制度化されたときには違
憲の可能性が指摘されていましたが、1994年
に憲法が改正され、「国際法の優越」が書き
込まれた。これにより、既存の差別是正のた
めの積極的な女性差別は女子差別撤廃条約で
定められていることなので、国内法に優越し、
クオータ制は違憲ではないという結論になっ
ていった。他のラテンアメリカの国でもそう
した条文が見られるケースがありますので、
女性議員の比率を増やそうという国際的な流
れに対して、積極的に取り組みやすかったの
だと思います。

●クオータ制は、導入後、ラテンアメリカでどのよ
うに評価されているのでしょうか。女性議員が増え
ることで、社会にどんな変化があったのでしょうか。

菊池氏：評価については、基本的には、ポジテ
ィブに捉えられていると思います。効果に差
があるにせよ、女性議員の比率が上がってい
るのは事実で、それを否定的に捉える風潮は
ないと思います。

社会に変化があったか、という点については、
どうでしょうか。政治家や大統領が女性であ
っても不思議ではなくなったことは、一つ、
社会の意識の変化と言えるかもしれません。
アルゼンチンのフェルナンデス前大統領もブ
ラジルのルセフ大統領も、選挙キャンペーン
で自分が女性だというアピールはあまりしな
かったし、国民の側も、女性だから投票した

というのはあまりなかったと思います。

では、女性議員が増えて、女性の実質的な利
益が増進される社会になったのか、につい
ては、なかなか難しい。法案の審議等にお
いて、女性議員同士が必ずしも一緒になっ
て行動するわけではありません。代表され
べき「女性の実質的な利益」が一つにまと
まっているわけではないですから。一口に女
性と言っても様々で、例えば都市と地方で
も、女性の置かれている状況は全く違っ
てきます。女性という属性だけでなく、特
定の州選出であって、政党にも属してい
るから、それぞれの利害関係がある。ラ
テンアメリカでは、有力者の親族の女性
が政治家になるケースも他の地域に比べ
て多いですから、彼女が属している社会
的な階級の利益の代表者になっているケ
ースもあるでしょう。ですから、一つに
まとめた女性の利益を代表して女性議員
が行動するわけではないんですね。女性
議員によって動かされた法律の事例も
多少はあるようですが、社会が「劇的に
変わった」とまでは言えないのではない
かと思います。

●ラテンアメリカの事例から、日本が学べることは
どんなことでしょうか。

菊池氏：単純に女性議員の比率を増やそうと思
うのであれば、クオータ制を導入すれば比
率は増えると思います。ただその場合に、
選挙制度との相性があるので、骨抜きに
ならないように、制度設計を細かくや
らないといけません。

実質的な代表面から言うと、先ほども申し上
げましたが、女性議員が増えたからとい
って、何かすぐに劇的に変わるという
ものではないので、そこは期待し過ぎ
ないほうがいいかもしれません。もち
ろん、十年単位で時を重ねれば変わ
っていくものはあると思います。た
だ、劇薬的に、即効的に変化を期待
するものではないということです。アル
ゼンチンも、クオータ制の制度化が
1991年ですが、選挙に

よる最初の女性大統領が出たのが 2007 年です
から、それなりの時間を経ています。アルゼ
ンチンについては、クオータ制の効果の研究
も増え始めていますが、そうした研究で言わ
れているのは、女性議員が増えて、女性の利
益関係の法案の数は増えているが、通る法案
の数は増えておらず、むしろ少し減っている
とされています。

ケースが少なくないかもしれません。そうし
た中で、別のバックグラウンドを持つ女性議
員が増えてくれば、少しずつ変化が出てくる
のではないかと思います。

●日本で女性議員が増えることについては、メリッ
トがあるとお考えでしょうか。

菊池氏：社会が劇的にすぐ変わるということ
はないと思いますが、議会の透明性が高まる可
能性はあると思います。アルゼンチンでも、
ちょうど女性議員が増加した頃に、議会の透
明性が高まったと言われています。今では議
事録もすぐにダウンロードできますし、議会
で何をやっているのかというのが以前より見
えるようになりました。その理由の一つが、
女性議員の増加ではないかと言われています。
ただその時期は政治改革の時期にも重なって
いたので、明確にどちらの効果であると言
い切るのは難しいということもありますが。日
本でも、女性議員が増えれば、もう少し国会
の透明性が高まるのではないかと思うので、
そういう意味で、女性議員が増えるのはいい
ことだと思います。

これまで、アルゼンチンの女性議員にお話を
聞く機会が何度かありましたが、有力者の親
族というパターンの方は別として、自らの力
で議員になっていらっしゃる方は、やはりそ
れなりの社会経験をお持ちです。議員として
活動することを誇りに思っていて、それを対
外的にもアピールしたいという考えをお持ち
なので、こちらが話を聞きたいと申し出ると、
喜んで受けてくださることが多いです。そう
いった点でも、女性議員はより、外に対して
オープンであるという印象も受けています。

ただ日本でも実際にクオータ制を導入すれば、
最初のリクルート先は、有力者の親族という